

船舶事故調査報告書

令和6年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡 本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和6年3月31日 13時38分ごろ
発生場所	長崎県島原市島原港東方沖 島原港防波堤灯台から真方位113°2.3海里（M）付近 （概位 北緯32°45.0′ 東経130°25.0′）
事故の概要	漁船 ^{あたご} 愛宕丸は、北進中、また、プレジャーボート ^{ゆうしん} 裕慎丸は、南西進中、両船が衝突した。 裕慎丸は、同乗者3人及び船長Bが軽傷を負い、船体中央部オーニングの支柱に折損等を生じ、また、愛宕丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和6年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 愛宕丸、3.8トン KM3-47012（漁船登録番号）、個人所有 10.65m（Lr）×2.80m×0.90m、FRP ディーゼル機関、147.00kW、昭和62年4月25日 第293-42779号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照）



写真1 A船の外観

B プレジャーボート 裕慎丸、1.5トン
 290-25973熊本、個人所有
 8.05m (Lr) × 1.98m × 0.71m、FRP
 ディーゼル機関、54.50kW、昭和59年8月
 (写真2 参照)



写真2 B船の外観

乗組員等に関する情報

A 船長A 40歳
 二級小型船舶操縦士・特定
 免許登録日 平成21年7月13日
 免許証交付日 令和3年8月30日

	(令和9年3月20日まで有効) B 船長B 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年7月17日 免許証交付日 令和2年7月17日 (令和7年7月16日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 4人(同乗者B₁、同乗者B₂、同乗者B₃及び船長B)
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船体中央部オーニングの支柱に折損、操舵室前面窓に破損等(写真3参照)  写真3 B船の損傷状況
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮高 約3.1m、潮汐 下げ潮の中央期 潮流 南流0.5kn～1.0kn
事故の経過	A船は、船長A及び作業員1人が乗り組み、たちうお一本釣り漁の目的で、島原港東方沖の漁場に向け、令和6年3月31日09時00分ごろ熊本県玉名市大正開漁港^{たいしょうびらき}を出発した。 A船の行う漁は、魚群に対して潮流の上流側から釣りを始め、潮流に流されながら魚群の上方を通過し、魚群の下流側に抜けたのち、再び魚群の上流側に移動すること(いわゆる「潮上り」)を繰り返すものであった。 船長Aは、漁場に到着し、漁場に100隻を超える漁船、遊漁船、プレジャーボート等による集団が形成されており、集団が北方から南方に流されながら釣りをしていたので、集団の北側から集団に混じり、魚群探知機で魚群の様子を見ながら、漁を始めた。

船長Aは、潮上りを繰り返しながら漁を行い、再び魚群を外れたので、反時計回りに集団の北側に向かうこととし、操舵室左舷側の舵輪の後方に立ち、手動操舵によって操船に当たり、作業員と釣果について会話をしながら、集団を離れて大きく左転して約7ノットの対地速力で北進を始めた。(写真4～写真6参照)



写真4 A船の操舵室



写真5 船長Aの操船状況



写真6 A船の船首方の見通し

船長Aは、集団の北側まで行かなくても、集団に隙間が空いていたら、そこから集団に入ろうと思い、左舷側の漁船等の集団に意識を向けて航行していたところ、船首方にいたB船に気付かず、そのまま航行を続け、13時38分ごろA船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。

(図1 参照)

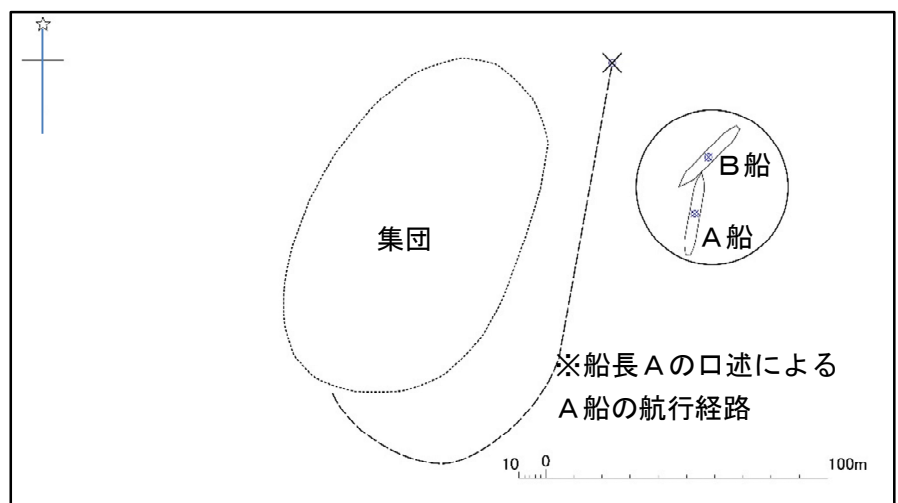


図1 事故発生経過概略図

	B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人（以下「同乗者B₁」、「同乗者B₂」及び「同乗者B₃」という。）を乗せ、釣りの目的で、島原港東方沖の釣り場に向け、08時30分ごろ熊本県熊本市熊本港の定係地を出発した。 B船は、釣り場に到着したのち、A船と同様に潮上りを繰り返しなら釣りをを行い、船長Bが操舵室右舷側の舵輪の後方に立ち、手動操舵によって操船に当たり、潮上りをしたのち、集団から少し外れた北東方沖で船首を南西に向け、主機を僅かに前進運転とし、極低速で南西進を始めた。（写真7、写真8参照）   写真7 B船の操舵室 写真8 船長Bの操船状況 B船は、同乗者B₁が操舵室の左舷側で魚群探知機能付きGPSプロッターを魚群探知画面として魚群の探索に当たり、同乗者B₂及び同乗者B₃が船首甲板で釣りの準備を始めた。 船長Bは、左舷船首方約30mに接近するA船を認め、A船の船首がB船のやや船尾方に向いているように見えたので、A船が右転してB船の左舷方を通過し、集団の北側に向かうと思い、様子を見ながら極低速で南西進を続けていたところ、左舷船首方約15mでA船が右転しないので危険を感じ、同乗者と共に大声を上げたものの、B船とA船とが衝突した。 同乗者B₁は、落水したものの、船長Bが気絶していたので、同乗者B₂及び同乗者B₃によって船上に引き揚げられた。 船長Aは、衝撃を感じて衝突に気付き、B船に接舷して状況を確認したのち、118番通報を行った。 A船及びB船は、到着した巡視艇から調査を受け、それぞれ自走して帰航した。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）
その他の事項	同乗者B₁、同乗者B₂及び同乗者B₃は打撲等の、船長Bは切創等の軽傷をそれぞれ負った。 船長Aは、約15年の船長経験を有し、時期により、刺し網、採介藻及び一本釣り漁に従事しており、本事故当時、飲酒はしておらず、健康状態は良好であった。 船長Bは、小型船舶操縦免許証を取得したのち、月に3、4回乗船

	して釣りを行っており、本事故当時、飲酒はしておらず、健康状態は良好であった。 B船は、汽笛を備えておらず、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じていなかった。 B船は、スパンカーを備えていたものの、本事故当時、ロープの不具合により展張していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、島原港東方沖において潮上りしながら北進中、船長Aが、漁船等の集団に隙間が空いていたら、そこから集団に入ろうと思い、左舷側の漁船等の集団に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方にいたB船に気付かず、そのまま航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、島原港東方沖において潮上りを終えて極低速で南西進中、船長Bが、左舷船首方に接近するA船を認めたものの、A船が右転してB船の左舷方を通過し、集団の北側に向かうと思い、様子を見ながら極低速で南西進を続け、衝突を避けるための措置を採らなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、B船に汽笛を備えておらず、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じていなかったことから、接近するA船を認めた際、適切な警告信号を行うことができなかったものと考えられる。
原因	本事故は、島原港東方沖において、100隻を超える漁船等の集団が潮上りを繰り返している状況下、A船が潮上りしながら北進中、B船が潮上りを終えて極低速で南西進中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、接近するA船を認めたものの、衝突を避けるための措置を採らなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の操縦者は、航行中、一方向を見ることにとらわれず、常に全周を見渡し、見張りを適切に行うこと。 ・ 小型船舶の操縦者は、接近する他船を認めた場合、有効な音響による信号を行うことができる手段により他船に警告信号を行い、更に他船が接近するときには自らが移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 小型船舶の操縦者は、汽笛を備えない小型船舶に乗船する場合、呼子笛、ガスホーンなど、有効な音響による信号を行うことがで

	きる手段を講じておくこと。
--	---------------

付図1 事故発生場所概略図

